

2011/08/31 第 85 回理事会

資料 3

理事会資料

平成 23 年 8 月 31 日

### 移管契約第 13 条検討委員会の設置について（案）

#### 【審議事項】

「J P ドメイン名登録管理業務移管契約」（以下「移管契約」）の第 13 条に定める（J P R S の責任）について検討するため、外部の有識者を含む検討委員会等を設置してよろしいか伺いたい。

#### 【背景と目的】

平成 22 年 8 月 22 日の理事会における議論に基づいて、J P ドメイン名登録管理業務における公共性の担保については移管契約第 13 条（J P R S の責任）を中心に再検討を行い、その結果改善すべき点が明確になれば自主的に見直して、日本のインターネットの発展に寄与することとした。

一方で、「日本インターネットドメイン名協議会」（以下「協議会」）における検討の結果「.日本」の管理運営事業者には J P R S が選定され、「.日本」における公共性の担保に係る監視の仕組みも「.JP」のそれを適用することとなり、さらにその運営は J P NIC に任せられることとなった。

したがって、「.JP」及び「.日本」に共通して適用される仕組みをより良いものとするための検討は J P NIC が本来果たすべき責任であり、J P N I C としての意思決定の参考に資するため、外部有識者を含めた検討委員会を設置することとしたい。

#### 【検討委員会の概要】

第 13 条検討委員会の概要を次のように定める。

- ・ JPNIC における検討委員会規程に基づく委員会として設置する
- ・ 次項に示すチャーターで理事会が諮問を行い、検討委員会は本年度内に答申をする
- ・ 検討委員会の委員の選定と委員長・担当理事の指名は理事会が直接行う
- ・ チャーターで参照される第三者評価委員会は、検討委員会の答申に基づき、理事会配下に検討委員会とは別個に設置する（第三者評価委員会の設置は検討委員会の答申後審議）

## 【チャーター】

第 13 条検討委員会のチャーターを次のように定める。

- ・移管契約第 13 条 1 項に JPRS の責任事項として規定されている内容について、客観的・

具体的な評価ができる基準を検討する

※諮問にあたって、理事会は検討委員会に対して評価基準について次の大枠を提示する

①JP ドメイン名サービスの安定性、継続性

②レジストリ組織の安定性、継続性

③インターネットコミュニティの発展への寄与

- ・検討委員会が策定する評価基準を用いて移管契約第 13 条 1 項に基づく JPRS の実績を

評価することをミッションとして JPNIC 理事会に評価結果を答申する外部有識者で構成する「第三者評価委員会」を理事会が別途審議の上で設置することを前提として、その第三者評価委員会委員の人選基準を検討する、また、具体的な委員候補者を推薦する  
※候補者数は第三者評価委員会の定員に比べて十分に多い人数（例えば 3 倍）とする

## 【検討委員会の構成】

第 13 条検討委員会の構成を次のように定める

- ・検討委員会には、検討委員長に加えて 5 名の委員を置く（合計 6 名）

- ・委員の構成は、外部の有識者を 4 名（内 1 名を検討委員長）、内部委員を 2 名とする

- ・検討委員会の審議は原則として全員一致とし、検討委員長と担当理事が必要だと認めるときにのみ多数決を採用する

- ・理事会の指名する担当理事は検討委員会と理事会のリエゾンをミッションとする

- ・担当理事は検討委員会に出席して必要な意見を述べるが、投票権は持たない

- ・外部委員の人選基準としては、次の考え方による

－インターネットの様々な側面を総合的に研究している学識経験者 1 名

－インターネットの法的側面に関して造詣の深い専門家 1 名

－インターネットの会計的側面に関して造詣の深い専門家 1 名

－日本のドメイン名（「.JP」「.日本」）に関する議論経緯に詳しい専門家 1 名

- ・内部委員の人選基準としては、次の考え方による

－ドメイン名に関わる見識を持ち、外部委員と建設的な議論のできる者 2 名

## 【具体的な委員候補者】

第 13 条検討委員会の委員候補者を次のように定める

- ・口頭説明とする

以上